

# << 記入例・注意事項 >>

文化庁

◆法人が申請者の場合は、①法人の住所、②担当者の電話番号、③法人名・担当者名を記入してください。

◆法人が商品購入者の代理で申請を行い、輸出は購入者自身が行う場合は、商品購入者を申請者とした上で、商品購入者から法人への委任状を同封してください。

<p>申請者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                 住所 (TEL) 氏名             </div> <p><input checked="" type="checkbox"/> 申請者以外の代理人が書類作成等を行う</p>	<p>輸出者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                 住所 (TEL) 氏名             </div> <p><input type="checkbox"/> 申請者が輸出者となるため記入を省略する</p>
--	--

◆代理人が申請者に代わり手続きを行う場合はこの欄にチェックを入れ、委任状を同封してください。

◆申請者と輸出者が同じ者である場合、この欄にチェックを入れれば、輸出者の再度の記載は不要です。

下記の輸出品目が、国宝・重要文化財の指定及び重要美術品等認定物件に該当しない

◆該当するものに丸を付け、必要に応じて追記してください。

◆輸出品目が複数あるときは、目録形式の別紙を作成し、添付してください。(目録上の通し番号を、各輸出品目の写真に、必ず対応させて付記してください)

◆目録形式の別紙を作成した場合、本申請書の輸出品目には「添付目録参照」等と記載してください。

- 1 仕向地 (国・地域名を記入)
- 2 輸出の事由 (該当するものを選択)
- 売買   
  無償譲渡   
  貸出   
  その他 (海外での演舞のため)

3 輸出品目 (輸出品が複数ある場合は、本欄は空欄とし、通し番号を付した一覧を別紙で添付する)

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法第14条の規定により登録された銃砲刀剣類

(登録証の記載事項を記入し、銃砲類で記載できない項目がある場合は、空欄とする)

登録記号番号	種別	銘文	長さ、反り、目くぎ穴
●●県 第●●●●号	刀	(表) ●●●●●●●●	(長さ) ●●cm
		(裏) ●●●●●●●●	(反り) ●●cm
			(目くぎ穴) ●個

(2) その他の輸出品目

名称	作者	寸法、員数等
拵	●●●●	長さ●●cm、1

(以下文化庁記載欄)

受文財一第1号の

上記の輸出品目が国宝・重要文化財の指定及び重要美術品等認定物件に該当しないことを証明する。

令和 年 月 日

文化庁文化財第一課長 (公印省略)

(注1) 有効期間は、発行の日から1年以内(但し、1回の輸出に限り有効)とする。

(注2) 通関手続の際には、本紙(原本)を税関に提出すること。

◆この枠内には、何も記入しないでください。